

6 長薬発第 1046 号
令和 6 年 12 月 26 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 藤森 和良
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収
の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等
に係る取扱期間延長について、今般、現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況
に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 1 月以降も引き続き別添のとおり取扱うことが示
されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいます
よう、よろしくお願いします。

一般社団法人 長野県薬剤師会 事務局 長 小池 医薬品情報室係長 小林／保険医療課長 桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
--

日 薬 業 発 第 347 号
令 和 6 年 12 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収
の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

標記について、財務省主計局給与共済課長より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に
係る取扱期間延長については、令和6年10月4日付け日薬業発第248号ほかにてお知らせ
したところですが、今般、現在の令和6年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、
この取扱いについては令和7年1月以降も引き続き別添のとおり取扱うことが示されま
した。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会
員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

別添

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に
係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

（令和6年12月20日付け事務連絡、財務省主計局給与共済課長）

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 20 日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長
山 本 庸 介

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収
の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 20 日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
山 本 庸 介

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 10 月 3 日付事務連絡「令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 12 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴共済組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、ご回答いただきますようお願いいたします。

一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長を実施するとご回答いただいた共済組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予の対象となる共済組合として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知する予定としていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限については、令和 6 年 12 月 25 日（水）17 時までとしますが、意向が確定次第、速やかにご報告をお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和 6 年 12 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 6 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の免除を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、免除期間を令和 7 年 6 月末日まで延長していただきたいこと。